

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

### 告 示

○保安林の指定施業要件の変更の予定(三件)

(森林整備課)

一

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)

(都市計画課)

二

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(契約課)

三

選挙管理委員会

○証票の無効

公安委員会

五

○検定合格者審査の実施

正 誤

五

○宮城県公報平成二十三年号外第八九号中

七

## 告 示

○宮城県告示第七百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市(次の図に示す部分に限る。)

<p>2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 次の森林について、主伐は、択伐による。 栗原市(次の図に示す部分に限る。)</p> <p>(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(一) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>○宮城県告示第七百五十七号</p> <p>森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。</p> <p>平成二十三年十月十八日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 加美郡加美町(次の図に示す部分に限る。)</p> <p>2 保安林として指定された目的 水源のかん養</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。 加美郡加美町(次の図に示す部分に限る。)</p> <p>(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p>	<p>(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>2-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 加美郡加美町(次の図に示す部分に限る。)</p> <p>2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 主伐に係る伐採種は定めない。</p> <p>(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(一) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>○宮城県告示第七百五十八号</p> <p>大河原町から大河原都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。</p> <p>平成二十三年十月十八日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 都市計画の種類及び名称</p> <p>1 種類 大河原都市計画下水道</p> <p>2 名称 大河原町流域関連公共下水道</p> <p>二 縦覧場所 宮城県庁(土木部都市計画課)</p> <p>○宮城県告示第七百五十九号</p> <p>柴田町から柴田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。</p> <p>平成二十三年十月十八日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
<p>一 都市計画の種類及び名称</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>

公 告

- 1 種類 柴田都市計画下水道
- 2 名称 柴田町流域関連公共下水道
- 二 縦覧場所
- 宮城県庁（土木部都市計画課）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十三年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量

(一) ローター除雪車 一台

(二) 除雪ドーザ 一台

(三) 除雪グレーダ 三台

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限

(一) 1の(一)の購入物品 平成二十四年二月二十九日(水)

(二) 1の(二)の購入物品 平成二十四年二月二十九日(水)

(三) 1の(三)の購入物品 平成二十四年三月二十三日(金)

4 納入場所 各土木事務所及び各土木事務所地域事務所

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可

の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十三年十月二十六日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の作成等

1 入札書の作成 入札書は、一の1に掲げる購入物品のうち納入しようとするものごとに作成すること。

2 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、宮城県物品等電子調達実施要領（平成十九年六月一日施行）（以下「要領」という。）第五第一項に規定する宮城県物品等電子調達システム（以下「システム」という。）の利用者の登録（以下「利用者登録」という。）を行った者又は利用者登録及び電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得して要領第五第二項に規定するICカード登録を行った者は、入札書及び入札説明書に定める必要書類（以下「入札書等」という。）をシステムにより提出することができる。

(三) 前号のICカード登録を行った者以外の者及びICカード登録を行った者のうち紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

3 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 加納 洋美 電話〇二二・二二一・三三三三）

4 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、

平成二十三年十月二十六日（水）まで3あて申し出ること。

5 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年十月二十七日（木）から平成二十三年十一月一日（火）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年十一月一日（火）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十三年十一月七日（月）午前九時から平成二十三年十一月十日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十三年十一月十日（木）午後五時  
ロ 場所 3に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、7の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

7 開札の日時及び場所 開札の日は平成二十三年十一月十一日（金）とし、開札の時刻及び場所は

一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

(一) 一の1の(一)の購入物品 午後一時 宮城県庁行政舎二階第一入札室

(二) 一の1の(二)の購入物品 午後一時十五分 宮城県庁行政舎二階第一入札室

(三) 一の1の(三)の購入物品 午後一時三十分 宮城県庁行政舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者  
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第四十一

号)第一条の規定による。

- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
  - 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。
  - 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載するもの。
  - 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
  - 7 契約書作成の要否 要
  - 8 申請書等の作成に要する経費申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
  - 9 詳細は、入札説明書による。
- 六 概観
- Summary
- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured :
    - ① Rotary snowplow (1)
    - ② Snowplow (1)
    - ③ Snow Removal Grader (3)
  - 2 Deadline for Delivery :
    - ① Wednesday, February 29, 2012
    - ② Wednesday, February 29, 2012
    - ③ Friday, March 23, 2012
  - 3 Place of Delivery : Each public works office.
  - 4 Deadline for Bid : Thursday, November 10, 2011, 5:00 p.m.
  - 5 Contact Person : Hiromi Kanou, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-214-3332
  - 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese Yen only

選挙管理委員会

○宮選管告示第百一十一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第百十条の五の規定により交付した左記の証票は、平成二十三年十月五日以降無効とする。

平成二十三年十月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

記

証 票 番 号 第 三 号 〇 〇 〇 四

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第99号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第1項の規定による検定合格者審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。

平成23年10月18日

宮城県公安委員長 檜山 公夫

1 審査に係る警備業務の種類及び級

- (1) 検定規則第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務(航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。)に係る1級及び2級
- (2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「施設警備業務」という。)に係る1級及び2級
- (3) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務(交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。)に係る1級及び2級
- (4) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。)に係る1級及び2級
- (5) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「貴重品運搬警備業務」という。)に係る1級及び2級

<p>級</p> <p>2 実施期日</p> <p>(1) 空港保安警備業務，交通誘導警備業務，貴重品運搬警備業務各 1 級及び 2 級の審査 平成23年12月2日（金）午前 9 時30分から午後 1 時まで</p> <p>(2) 施設警備業務，核燃料物質等危険物運搬警備業務各 1 級及び 2 級の審査 平成23年12月2日（金）午後 1 時30分から午後 5 時まで</p> <p>3 実施場所 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号 宮城県警察本部</p> <p>4 審査定員</p> <p>前記 1 に掲げる警備業務の種別ごとに 1 級及び 2 級それぞれ 20 人</p> <p>5 審査対象者 次に掲げる区分に応じ，それぞれに定める者とする。ただし，検定期則附則第 7 条第 2 項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。</p> <p>(1) 空港保安警備業務 1 級 検定期則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定期則」という。）第 1 条第 1 項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級に合格した者</p> <p>(2) 施設警備業務 1 級 旧検定の常駐警備に係る旧検定期則第 1 条第 2 項に規定する 1 級に合格した者</p> <p>(3) 交通誘導警備業務 1 級 旧検定の交通誘導警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級に合格した者</p> <p>(4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級 旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級に合格した者</p> <p>(5) 貴重品運搬警備業務 1 級 旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級に合格した者</p> <p>(6) 空港保安警備業務 2 級 旧検定の空港保安警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級に合格した者</p> <p>(7) 施設警備業務 2 級 旧検定の常駐警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級に合格した者</p> <p>(8) 交通誘導警備業務 2 級</p>	<p>旧検定の交通誘導警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級に合格した者</p> <p>(9) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級 旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級に合格した者</p> <p>(10) 貴重品運搬警備業務 2 級 旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級に合格した者</p> <p>6 審査内容 審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い学科試験に合格しなかった者に対して実技試験は行わない。）</p> <p>7 審査申請手続</p> <p>(1) 審査申請の受付期間 平成23年11月8日（火）から同月21日（月）までの土・日曜日を除く10日間（毎日午前 9 時から午後 5 時まで） なお，受付は先着順とし，定員に達した場合は，期間内であっても締め切る。</p> <p>(2) 申請書の提出先 次に掲げる区分に応じ，それぞれに定める警察署生活安全課とする。ただし，郵送による提出は受け付けない。</p> <p>ア 宮城県内に住所を有する者 住所地を管轄する警察署生活安全課（気仙沼警察署及び南三陸警察署にあっては仮庁舎での受付）</p> <p>イ 宮城県内に住所を有しない警備員で，宮城県内の営業所に属しているもの 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>ウ 宮城県内に住所を有する警備員で，宮城県内の営業所に属しているもの 住所地又は属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>エ 前記アからウのいずれにも該当しない者で，宮城県公安委員会から旧検定期則第 8 条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けているもの 旧検定合格証の交付を受けた警察署生活安全課</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 審査申請書（検定期則別記様式） 1 通</p> <p>イ 旧検定期則第 8 条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し 1 通</p> <p>ウ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ3.0センチメートル，横の長さ2.4センチメートルで，その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものの。） 1 葉</p>
--	---

- 工 その他
- (ア) 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者は、宮城県内の住所地を疎明する書面 1 通
  - (イ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者は、当該営業所に属することを疎明する書面 1 通
  - (ウ) 旧検定合格証の交付を受けた警察署生活安全課に提出する者は、住所地を疎明する書面 1 通
- (4) 審査手数料  
公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第70の2項に基づき、4,700円の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。  
なお、既納の審査手数料は還付しない。
- 8 審査の実施に関し必要な事項  
審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格証を持参すること。
- 9 その他  
審査に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課（電話番号022 - 221 - 7171 内線 3184・3185）

正 誤

○宮城県公報第1313号外編八九号（第1313号）頁三十四（七）中

ページ 五

七

出

(単位：人)

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数
男性	8	0	0
女性	256	42	6
計	264	42	6
計	324	23	2

(単位：人)

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数
男性	7	1	0
女性	229	69	6
計	236	70	6
計	302	47	1